

住宅用火災警報器



設置・維持せんばとよっ!!

① 住宅用火災報知器って？

住宅用火災警報器（以下「住警器」）は住宅における火災を早期発見し、警報を発して知らせるものです。現在、設置が義務づけられています。



どこに付けたらよかね～？

佐世保市消防局管内では「寝室」、「階段」に設置義務があります。また「台所」は火を扱う機会が多いことから、設置をオススメします。

寝室 **台所** **階段**

設置場所は…
寝室・台所・階段のほか、住宅の形態等により設置を要する場合があります。

設置位置は…

天井の場合 火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。

梁などがある場合 火災警報器の中心をはりから60cm以上離します。

エアコンなどの吹き出し口付近の場合 エアコンや換気扇の吹き出し口から1.5m以上離します。

壁の場合 天井から15～50cm以内に火災警報器の中心がくるようにします。

② 付けとって良かったばい！住警器！

管内でも未然に火災を防いだり、被害を最小限に抑えた事例が発生しています。

事例 1

寝室で就寝中、住警器の警報音に気づき、別室から煙が出ているのを発見し屋外へ避難したものの、発見が早かったことにより被害を最小限にとどめた。

事例 2

隣人が出火建物からの警報器の鳴動音を聞き、付近住民に知らせ通報・初期消火を行ったもの。出火建物所有者が外出中、付近住民の早期発見からの連携した初期消火により被害を最小限にとどめた。

③ 維持・管理せんばたい！

定期的な点検・清掃を行い、維持管理に努めましょう。ただ、住警器も電池切れ・故障により作動しなくなる日がきます。

使用期限は約10年！**交換期限がきたら、電池だけでなく本体ごと交換**しましょう！

ボタンを押す、またはひもを引いて作動確認をします。

●定期的に家族で火災時の警報音を確認しましょう。



交換期限がきたらとりかえる!! 注) 電池だけでなく本体ごと

手入れしようで！

住警器にほこり等がつくと、火災の煙を感知しにくくなります。
乾いた布等でふき取りましょう。



その他

住警器は火災の煙以外にも、湯気やほこりなどを感知してしまうことがあります。

火事ではないのに、住警器が鳴ったら・・・

- 火災でないことを確認して音を止めます
→ひもを引くかボタンを押すと、警報音が一時的に止まります。
- 交換等で新規購入する際、右図①または②のマークのついたものを購入しましょう。



①



②

佐世保市消防局では、設置された世帯に『設置済ラベル』の貼付をお願いしております。ラベルをお持ちでない方は、下記へご連絡ください。

消防署で住警器を販売・斡旋することはありません。ご注意ください。

<お問合せ先>

佐世保市消防局 予防課 広報係
電話 0956-23-2539

